

ICキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、群馬県信用組合・キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては群馬県信用組合・キャッシュカード規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは群馬県信用組合・キャッシュカード規定の定義に従います。

2. (ICチップ提供機能の利用範囲)

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動機預入支払機・振込機その他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

3. (ICキャッシュカードの利用)

群馬県信用組合・キャッシュカード規定第一条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができない現金自動支払機・振込機を設置している場合があります。この場合、当該現金自動預入支払機・振込機では群馬県信用組合・キャッシュカード規定第一条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

4. (一日あたりの払戻金額)

群馬県信用組合（以下「当組合」といいます。）は、当組合および払出提携先の現金自動預入支払機・振込機を利用した預金払い戻しにおける一日あたりの限度額について、ICチップ提供機能を利用した払い戻しである場合と、ICチップ提供機能を利用しない払い戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取り扱い)

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合に故意、重大な過失がない場合は、当組合は免責されるものとします。

6. (ICチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1) ICチップ（以下「IC」といいます。）の故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICを読み取ることができなくなった場合には、ICチップ提供機能の

利用はできません。この場合、当組合所定の手続きにしたがって、すみやかに当組合にキャッシュカードの再発行を申し出てください。

- (2) IC等の故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

7. (ICキャッシュカードの有効期限・再交付)

- (1) ICキャッシュカードは、カード機能の性質上、当組合所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。
- (2) 上記(1)の有効期限が到来する前に、当組合は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当組合は、当組合所定の手数料を当組合所定の日、通帳および払戻請求書なしで、当該ICキャッシュカードを利用する預金口座から自動的に引落としをします。
- (3) 上記(1)の手数料の引落としができなかった場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当組合の窓口で当組合所定の手続きが必要となります。

8. (特約の変更等)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2020年4月1日 現在